

### 第3章 敷地の利用方法における分類

#### 3-1 A案（憲政記念館敷地）における配置パターンの分類

- 憲政記念館と新たな国立公文書館を1棟で整備する場合

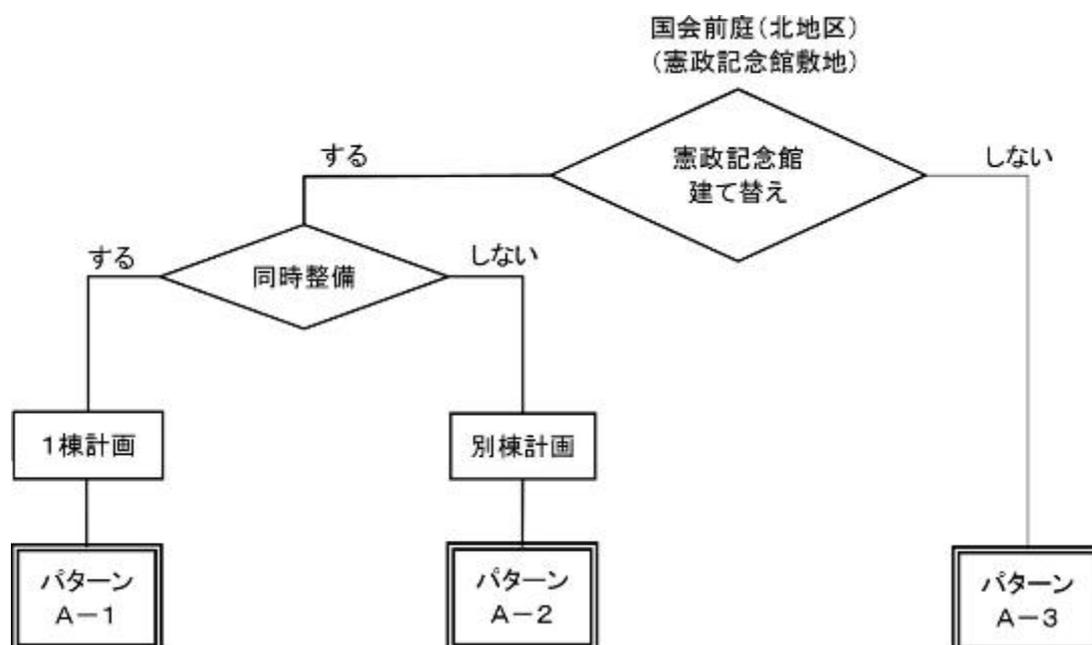
- ・パターンA-1

- 憲政記念館と新たな国立公文書館を別棟で整備する場合

- ・パターンA-2 現在の憲政記念館を建て替える場合

- ・パターンA-3 憲政記念館を現状のままとする場合

#### 3-2 A案（憲政記念館敷地）配置パターンの分類フロー図



### 3-3 B案（国会参観者バス駐車場敷地）における配置パターンの分類

● 旧社会文化会館敷地を組み込む場合

☆ 国会参観者バス駐車場を敷地内で整備する場合

・パターンB-1 国立国会図書館と新たな国立公文書館を1棟で整備する場合

・パターンB-2 国立国会図書館と新たな国立公文書館を別棟で整備する場合

☆ 国会参観者バス駐車場を敷地内で整備しない場合

・パターンB-3 国立国会図書館と新たな国立公文書館を1棟で整備する場合

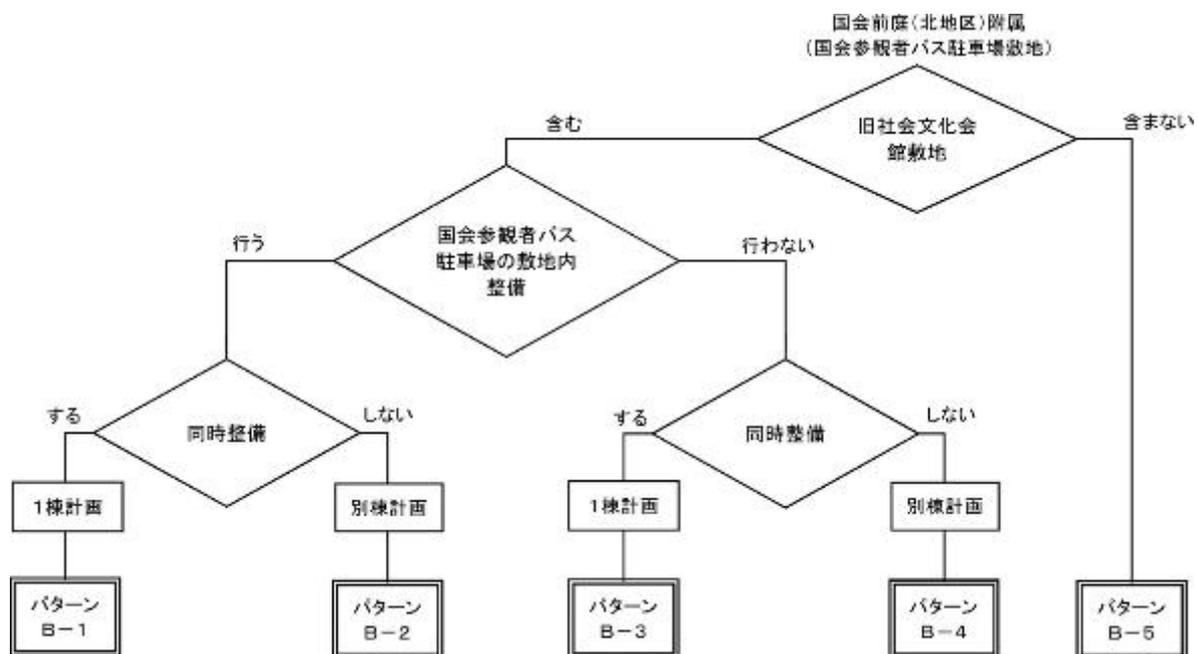
・パターンB-4 国立国会図書館と新たな国立公文書館を別棟で整備する場合

● 旧社会文化会館敷地を組み込まない場合

☆ 国会参観者バス駐車場を敷地内で整備しない場合

・パターンB-5 国立国会図書館と新たな国立公文書館を1棟で整備する場合

3-4 B案（国会参観者バス駐車場敷地）配置パターンの分類フロー図



第4章 各分類における建設可能モデルの検討

4-1 配置パターン別の検討

[4-1-1] A案（憲政記念館敷地）

○パターンA-1

憲政記念館と新たな国立公文書館を1棟で整備する

A案敷地面積：

55,174㎡

条件：

建ぺい率 12%

$55,174\text{㎡} \times 0.12 =$

6,620.88㎡

(-既存建物建築面積

232.76㎡

=許容建築面積

6,388.12㎡)

容積率 500%

$55,174\text{㎡} \times 5.00 =$

275,870㎡

(既存建物床面積

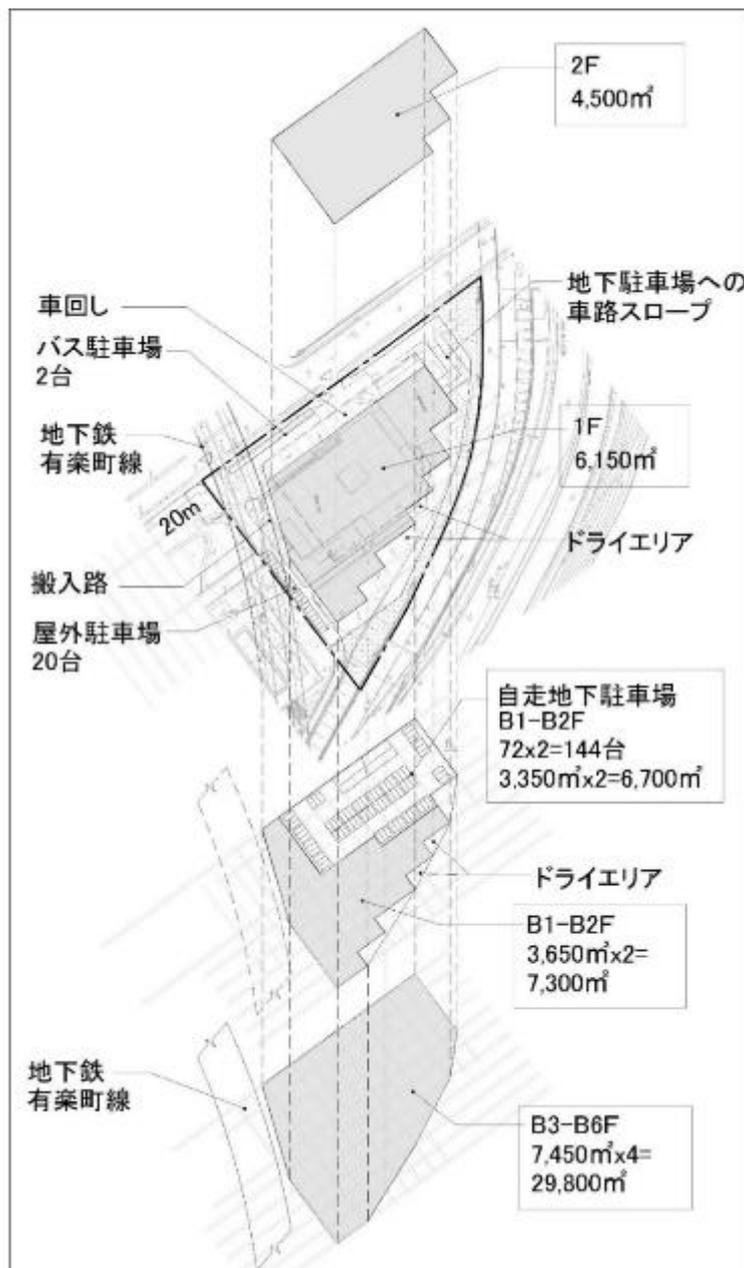
227.7㎡)

緑地 22%以上

(都緑化条例より)

要求附置台数：20台（憲政記念館）+139台（国立公文書館）=159台

計画駐車台数：20台（屋外）+144台（国立公文書館）=164台



建築面積：6,150㎡ 延床面積：54,450㎡

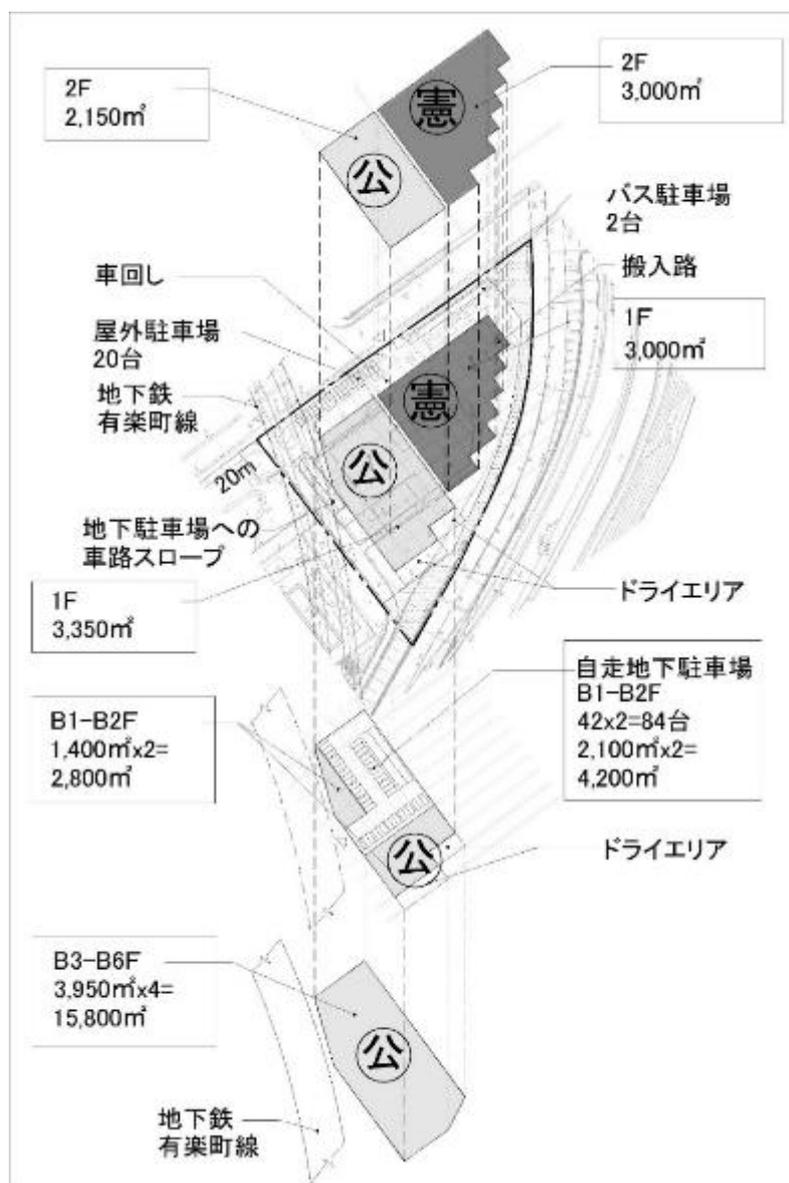
(延床面積のうち、憲政記念館面積：6,000㎡、国立公文書館面積：41,750㎡+駐車場面積 6,700㎡)

○パターンA-2

憲政記念館と新たな国立公文書館を別棟で整備する  
現在の憲政記念館を建て替える

A案敷地面積： 55,174㎡	要求附置台数：20台(憲政記念館)+81台(国立公文書館)=101台 計画駐車台数：20台(屋外)+84台(国立公文書館)=104台
--------------------	---

条件： 建ぺい率 12% $55,174\text{㎡} \times 0.12 = 6,620.88\text{㎡}$ (-既存建物建築面積 $232.76\text{㎡}$ =許容建築面積 $6,388.12\text{㎡}$ )
容積率 500% $55,174\text{㎡} \times 5.00 = 275,870\text{㎡}$ (既存建物床面積 $227.7\text{㎡}$ )
緑地 22%以上 (都緑化条例より)



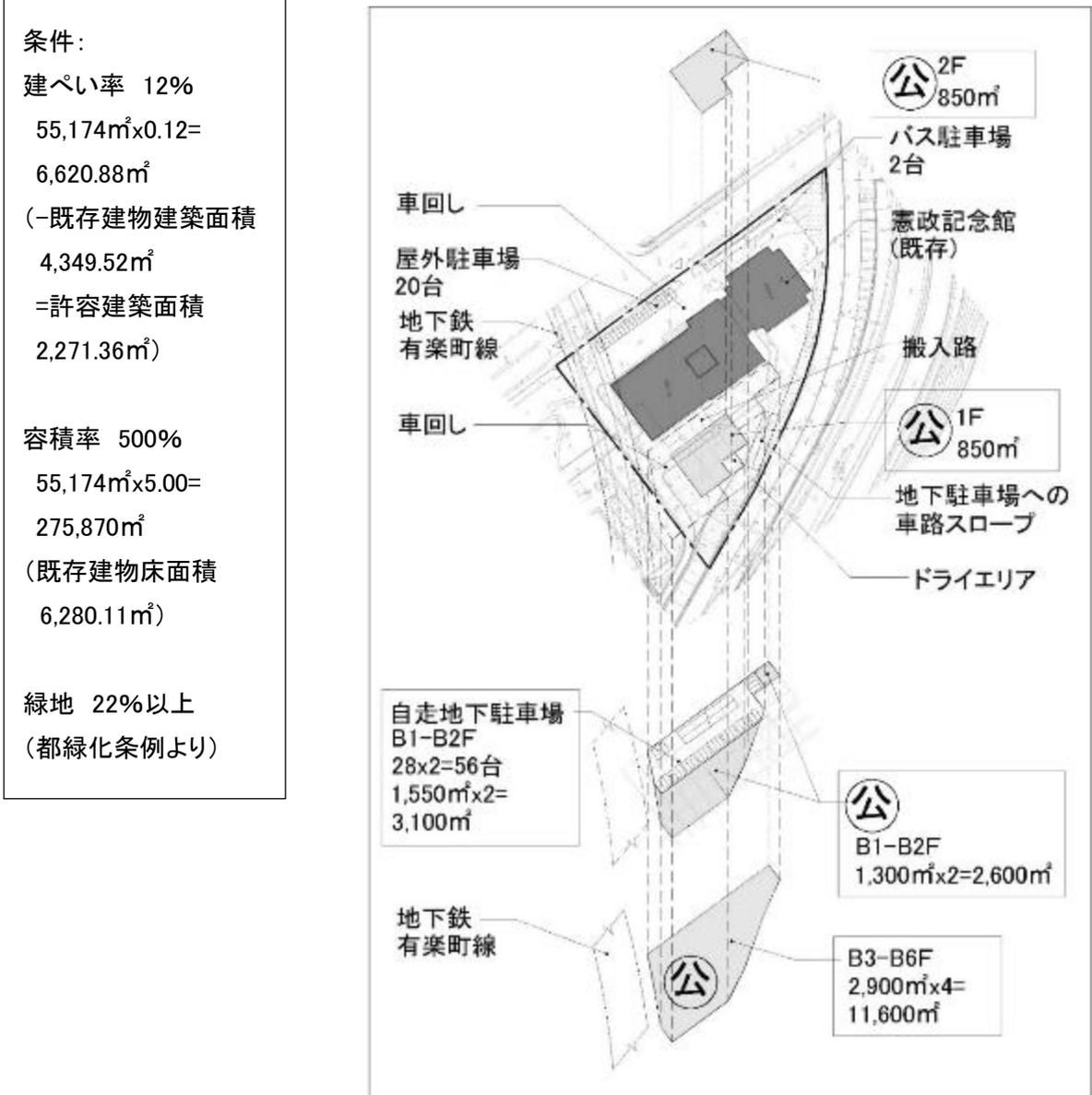
建築面積：6,350㎡、延床面積：34,300㎡ 憲政記念館：建築面積：3,000㎡ 延床面積：6,000㎡ 国立公文書館：建築面積：3,350㎡ 延床面積 24,100㎡+駐車場面積 4,200㎡
---

○パターンA-3

憲政記念館と新たな国立公文書館を別棟で整備する

憲政記念館を現状のままとする

A案敷地面積： 55,174㎡	要求附置台数：20台（憲政記念館）+53台（国立公文書館）=73台 計画駐車台数：20台（屋外）+56台（国立公文書館）=76台
--------------------	---



建築面積：850㎡ 延床面積：19,000㎡ （延床面積のうち、国立公文書館面積：15,900㎡+駐車場面積 3,100㎡）
---

[4-1-2] B案（国会参観者バス駐車場敷地）

○パターンB-1

国会参観者バス駐車場敷地に旧社会文化会館の敷地を組み込む  
 現行の国会参観者バス駐車場を敷地内で整備する  
 国立国会図書館と新たな国立公文書館を1棟で整備する

敷地面積：  
 9,175.82㎡

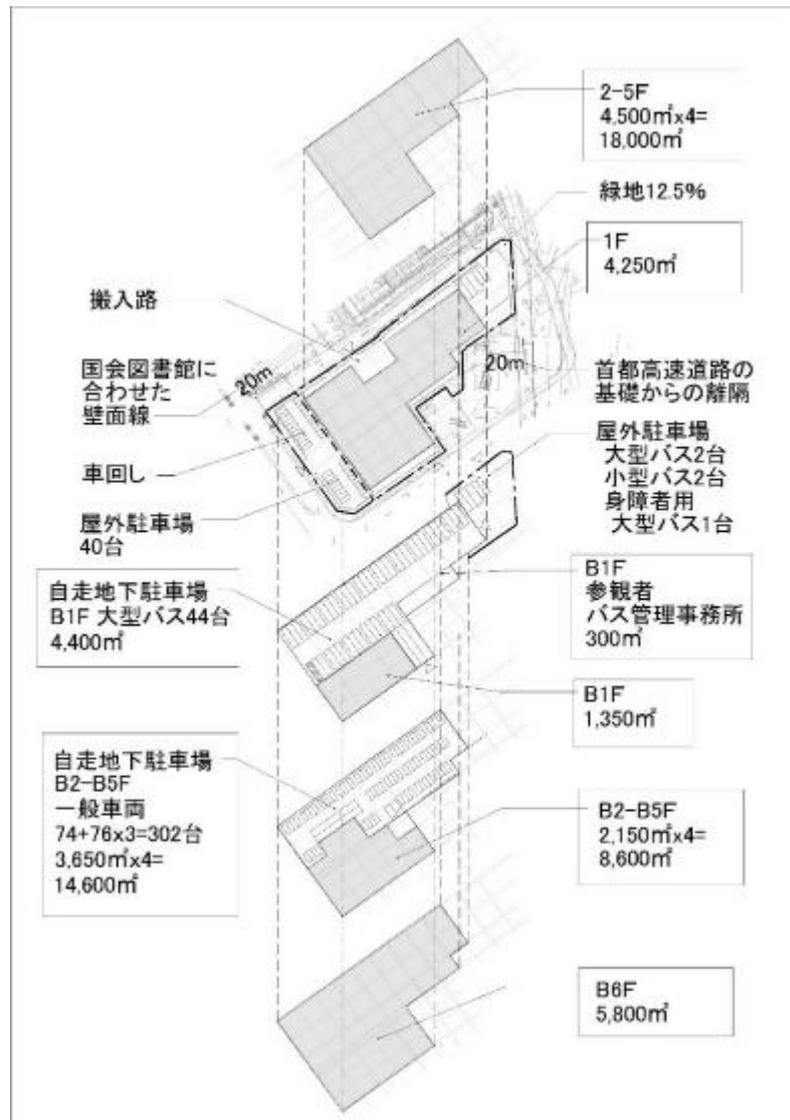
条件：  
 建ぺい率 50%  
 9,175.82 x 0.5 =  
 4,587.91㎡

容積率 500%  
 9,175.82 x 5.00 =  
 45,879.10 ㎡

緑地  
 12.5%以上  
 （都緑化条例より）

壁面線  
 国会議事堂側20m

要求附置台数:206台(既存国立国会図書館)+84台(国立国会図書館)  
 +44台(国立公文書館)=334台  
 計画駐車台数:40台(屋外)+302台(建物内)=342台(一般車両)  
 +大型バス46台+小型バス2台+身障者用大型バス1台



建築面積:4,500 ㎡、延床面積:57,300 ㎡ 容積対象面積:45,840 ㎡  
 (延床面積のうち、国立国会図書館面積:25,000 ㎡、国立公文書館面積:13,000 ㎡、  
 一般車駐車場面積 14,600 ㎡、国会参観者バス駐車場面積:4,400 ㎡、国会参観者バス駐車場管理事務所 300 ㎡)

○パターンB-2

国会参観者バス駐車場敷地に旧社会文化会館の敷地を組み込む

現行の国会参観者バス駐車場を敷地内で整備する

国立国会図書館と新たな国立公文書館を別棟で整備する

敷地面積:

9,175.82㎡

条件:

建ぺい率 50%

9,175.82 x 0.5 =

4,587.91㎡

容積率 500%

9,175.82 x 5.00 =

45,879.10 ㎡

緑地

12.5%以上

(都緑化条例より)

壁面線

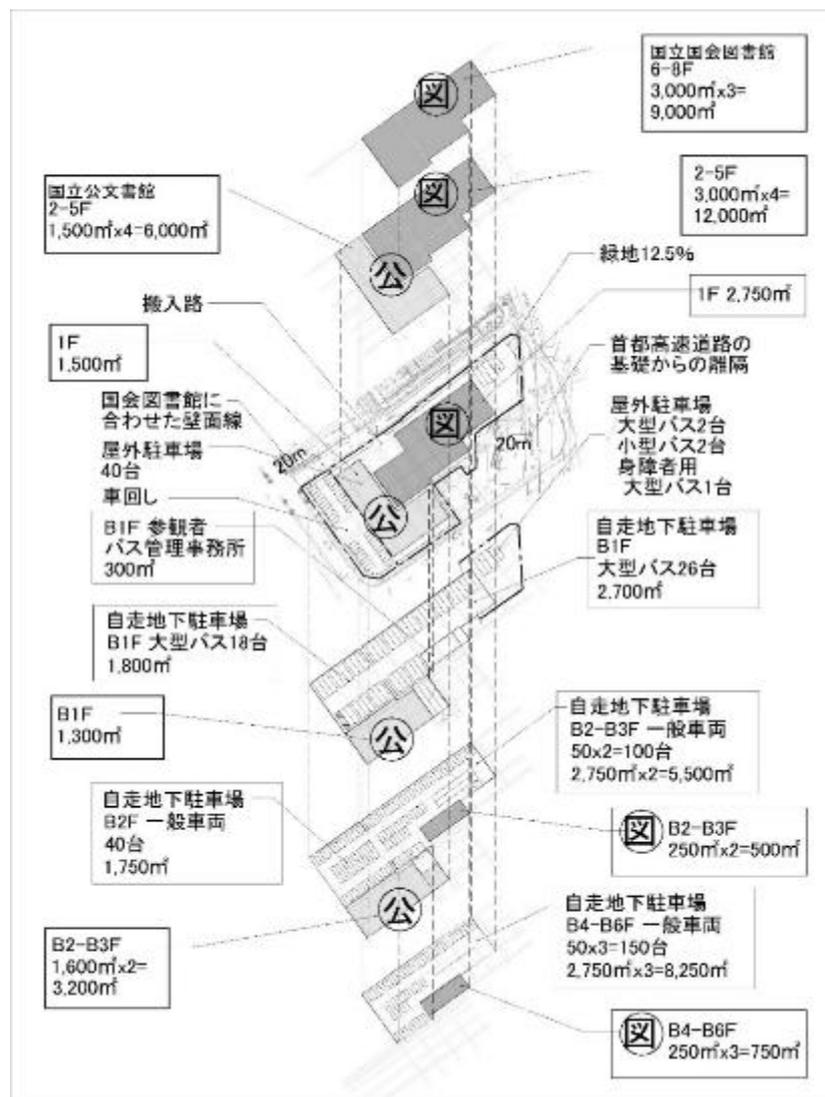
国会議事堂側20m

要求附置台数:206台(既存国立国会図書館)+84台(国立国会図書館)

+40台(国立公文書館)=330台

計画駐車台数:290台(国立国会図書館+屋外)+40台(国立公文書館)=330台

+大型バス 46台+小型バス 2台+身障者用大型バス 1台



建築面積:4,500㎡、延床面積:57,300㎡、容積対象面積:45,840㎡

国立国会図書館:建築面積:3,000㎡、延床面積:25,000㎡+駐車場面積 13,750㎡

国立公文書館:建築面積:1,500㎡、延床面積:12,000㎡+駐車場面積 1,750㎡

国会参観者バス駐車場面積:4,500㎡、国会参観者バス駐車場管理事務所:300㎡

○パターンB-3

国会参観者バス駐車場敷地に旧社会文化会館の敷地を組み込む

現行の国会参観者バス駐車場を敷地内で整備しない

国立国会図書館と新たな国立公文書館を1棟で整備する

敷地面積：  
9,175.82㎡

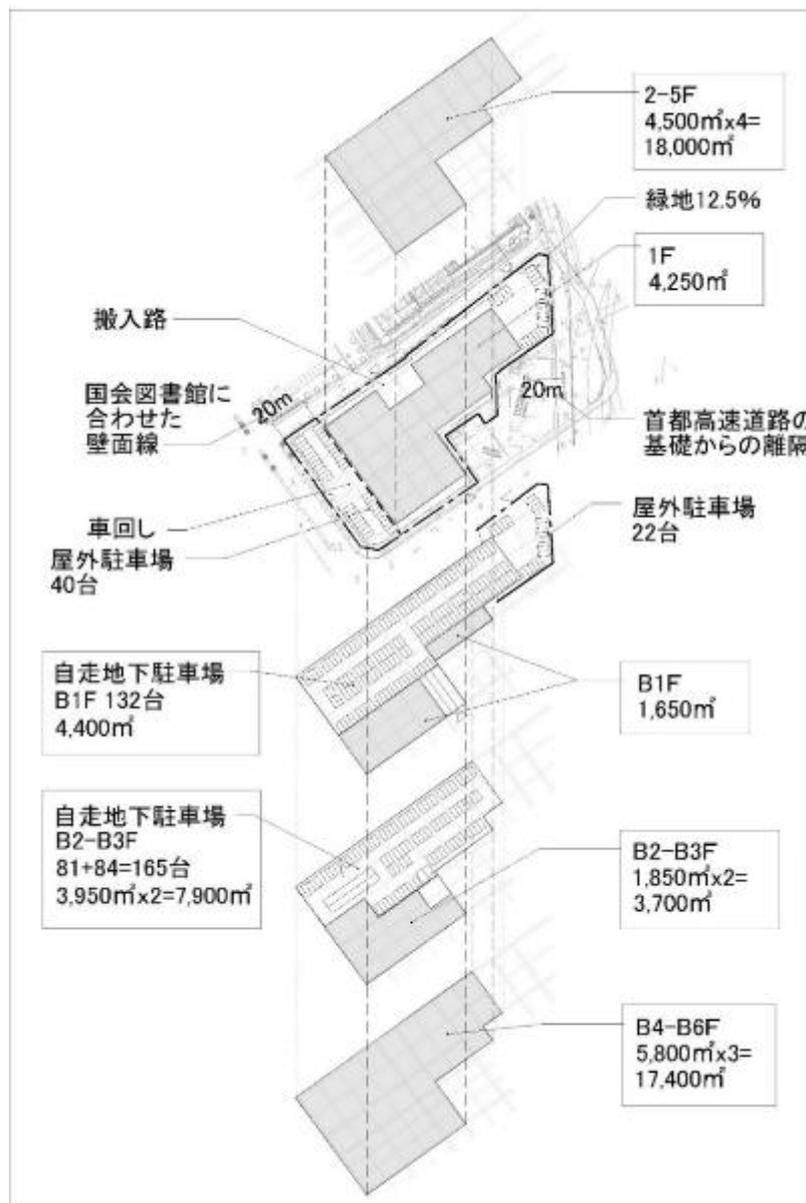
条件：  
建ぺい率 50%  
 $9,175.82 \times 0.5 = 4,587.91 \text{㎡}$

容積率 500%  
 $9,175.82 \times 5.00 = 45,879.10 \text{㎡}$

緑地  
12.5%以上  
(都緑化条例より)

壁面線  
国会議事堂側20m

要求附置台数:206台(既存国立国会図書館)+84台(国立国会図書館)  
+67台(国立公文書館)=357台  
計画駐車台数:62台(屋外)+297台(建物内)=359台



建築面積:4,500㎡、延床面積:57,300㎡、容積対象面積:45,840㎡

(延床面積のうち、国立国会図書館面積:25,000㎡、国立公文書館面積:20,000㎡、駐車場面積12,300㎡)

○パターンB-4

国会参観者バス駐車場敷地に旧社会文化会館の敷地を組み込む

現行の国会参観者バス駐車場を敷地内で整備しない

国立国会図書館と新たな国立公文書館を別棟で整備する

敷地面積：  
9,175.82㎡

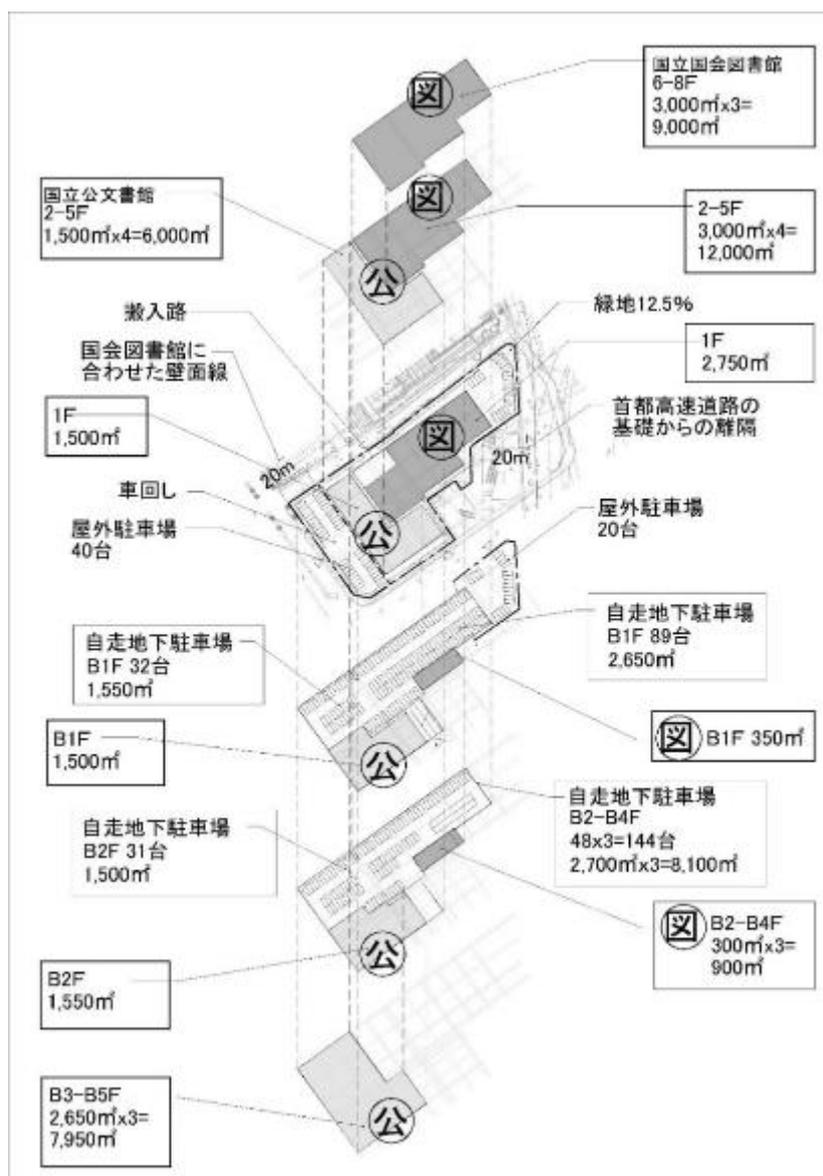
条件：  
建ぺい率 50%  
 $9,175.82 \times 0.5 = 4,587.91 \text{㎡}$

容積率 500%  
 $9,175.82 \times 5.00 = 45,879.10 \text{㎡}$

緑地  
12.5%以上  
(都緑化条例より)

壁面線  
国会議事堂側20m

要求附置台数:206台(既存国立国会図書館)+84台(国立国会図書館)  
+62台(国立公文書館)=352台  
計画駐車台数:293台(国立国会図書館+屋外)+63台(国立公文書館)=355台



建築面積:4,500㎡、延床面積:57,300㎡、容積対象面積:45,840㎡  
 国立国会図書館:建築面積:3,000㎡、延床面積:25,000㎡+駐車場面積 10,750㎡  
 国立公文書館:建築面積:1,500㎡、延床面積:18,500㎡+駐車場面積 3,050㎡

○パターンB-5

国会参観者バス駐車場敷地に旧社会文化会館敷地を組み込まない  
 現行の国会参観者バス駐車場を敷地内で整備しない  
 国立国会図書館と新たな国立公文書館を1棟で整備する

敷地面積  
 7,458.24㎡

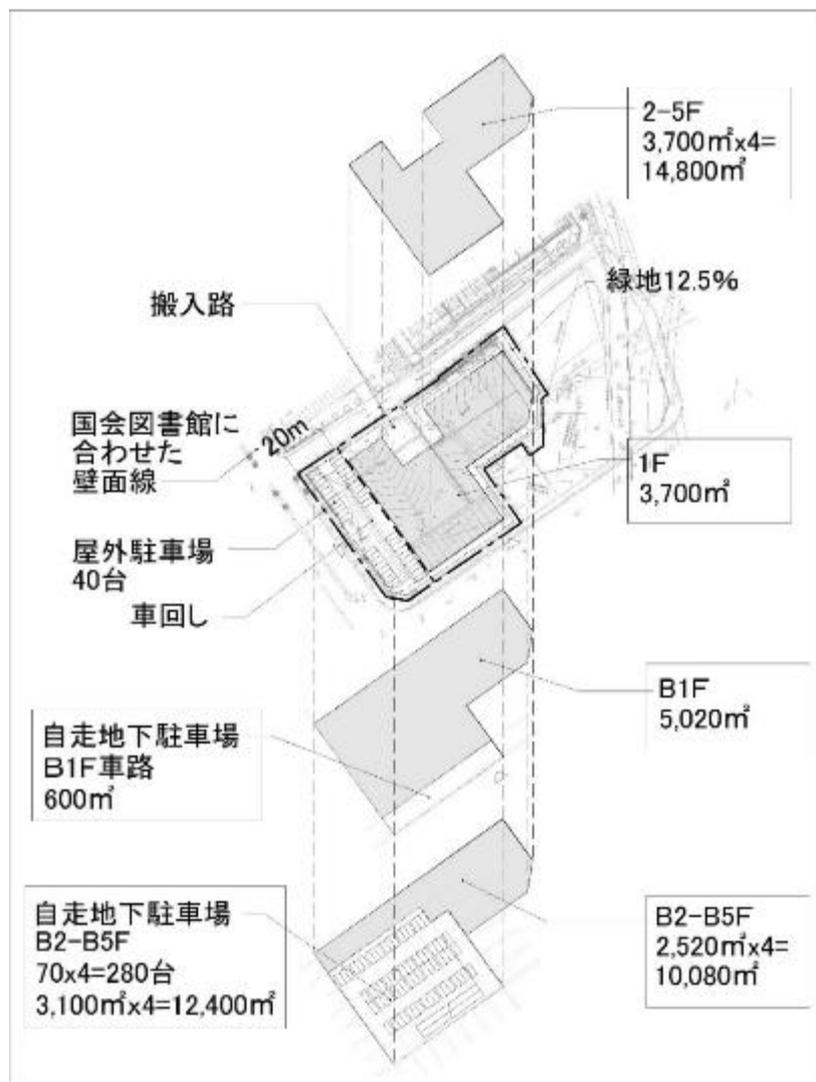
条件:  
 建ぺい率 50%  
 $7,458.24 \times 0.5 =$   
 3,729.12㎡

容積率 500%  
 $7,458.24 \times 5.00 =$   
 37,291.20㎡

緑地  
 12.5%以上  
 (都緑化条例より)

壁面線  
 国会議事堂側20m

要求附置台数:206台(既存国立国会図書館)+84台(国立国会図書館)  
 +29台(国立公文書館)=319台  
 計画駐車台数:40台(屋外)+280台(建物内)=320台



建築面積:3,700㎡、延床面積:46,600㎡、容積対象面積 37,280㎡  
 (延床面積のうち、国立国会図書館面積:25,000㎡、国立公文書館面積:8,600㎡  
 +駐車場面積 13,000㎡)

## 4-2 問題点・留意点など

### [A案]

#### ・配置・建築計画上の制約・留意点など

建物の配置について、既存の憲政記念館を建て替えて整備するパターン（A-1及びA-2）では、両施設とも、道路に面し正面性を形成できることから、来館者の利便性が確保できる。また、敷地内の人・車両の動線の確保が容易である。一方、既存の憲政記念館を現状のままとするパターン（A-3）では、新たな国立公文書館が既存の憲政記念館の奥に配置されるため、それらの確保が難しい。

いずれのパターンも地下ボリュームが大きいため、構造計画、防災計画上、高度な計画が必要となる。また、地下階数が多くなるため、地下階の用途によっては自然採光を確保するためのドライエリア（空堀空間）等が必要となる。

憲政記念館は、土日祝日も開館しており、公園との一体的利用について配慮する必要がある。

#### ・工事計画上の制約・留意点など

いずれのパターンも大規模な地下工事が伴うため、工事難易度は高い。

既存の憲政記念館を建て替えて整備するパターンでは、既存の憲政記念館の解体、仮施設の整備等が必要となる。

#### ・コスト

既存の憲政記念館を建て替えて1棟で整備するパターン（A-1）では、地下ボリュームが大きいため、その分コスト増となる。

既存の憲政記念館を建て替えて整備するパターンでは、既存の憲政記念館の解体、仮施設の整備等が必要となり、その分コスト増となる。

#### ・その他

いずれのパターンも記念植樹の樹木の移植が必要であり、その中には移植が困難な桜の古木も含まれる。

憲政記念館の建築物は「日本におけるモダン・ムーブメントの建築」(DOCOMOMO Japan)に選定されている。

[B案]

・配置・建築計画上の制約・留意点など

いずれのパターンも、両施設とも、道路に面し正面性を形成できることから、来館者の利便性が確保できる。また、敷地内の人・車両の動線の確保が容易である。

いずれのパターンも地下ボリュームが大きいいため、構造計画、防災計画上、高度な計画が必要となる。また、地下階の用途によっては自然採光を確保するためのドライエリア（空堀空間）等が必要となる。

駐車場については、利用者の動向や利用者数の見通し等を引き続き検討し、必要に応じ駐車台数の見直し等を行う必要がある。

・工事計画上の制約・留意点など

いずれのパターンも大規模な地下工事が伴うため、工事難易度は高い。

国会参観者バス駐車場及び附置義務駐車場について地下階に計画することを想定しているが、国立公文書館と国立国会図書館の2つの建物にまたがることから、一体として使用できるようにする必要がある。そのため、同時期における全体設計の必要があり、また、国立国会図書館と新たな国立公文書館を別棟で整備するパターン（B-2及びB-4）では、最初に建築される建築物の地下を構築するための地中連続壁などの山留について接合する部分の解体が必要となることなどから、施工上の難易度が高くなる。

国立国会図書館と新たな国立公文書館を1棟で整備するパターン（B-1、B-3及びB-5）では、国立国会図書館の施設整備計画との調整が必要となる。

・コスト

旧社会文化会館を組み込み1棟で整備するパターン（B-1及びB-3）では、地下ボリュームが特に大きいいため、その分コスト増となる。

現行の国会参観者バス駐車場を敷地内で整備しないパターン（B-3、B-4及びB-5）では、当該機能を整備するための代替地の取得、整備等が必要となり、その分コスト増となる。

現行の国会参観者バス駐車場機能を敷地内で整備するパターン（B-1及びB-2）では、当該機能の仮移転が必要となり、代替地の借料、整備等のコストを要する。

・その他

現行の国会参観者バス駐車場機能を敷地内で整備しないパターンでは、当該機能を整備するための代替地が必要であるが、その確保はできていない。

#### 第4章 各分類における建設可能モデルの検討

現行の国会参観者バス駐車場機能を敷地内に整備するパターンでは、整備期間中の仮移転場所が必要であり、引き続きその確保に向けて検討する必要がある。また、地下の大型バス駐車場は、地上に比べ、入出庫・駐車に要する時間等の観点から効率が悪く、周辺道路の渋滞を引き起こす可能性が高い。さらに、駐車場内の移動時に児童、高齢者等、利用者の安全確保に特に留意する必要がある。